



宮 崎 県 公 報

平成28年2月8日(月曜日) 第 2766 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部 を改正する規則…………… (こども家庭課) 1	1

告 示

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1	1
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	1
○道路の供用の開始(2件)…………… (“) 2	2
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 2	2

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第7号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年宮崎県規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
別記 様式第1(第2条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 5%;">申 請 者</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> <td style="width: 45%;">[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	申 請 者	[略]	生年月日	[略]	[略]	[略]	[略]	別記 様式第1(第2条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 5%;">申 請 者</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> <td style="width: 45%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>個人番号</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	申 請 者	[略]	生年月日	[略]	[略]		個人番号	[略]		[略]	[略]
[略]																							
[略]	申 請 者	[略]	生年月日	[略]																			
[略]																							
[略]																							
[略]																							
[略]																							
[略]	申 請 者	[略]	生年月日	[略]																			
[略]		個人番号	[略]																				
[略]																							
[略]																							

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
友愛薬局	延岡市	薬局	平成28年2月1日
ハロー薬局 大貫店	延岡市	薬局	平成28年2月1日
そうごう薬局 延岡緑ヶ丘店	延岡市	薬局	平成28年2月1日

宮崎県告示第87号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月 8 日から平成28年 2 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字尾霜 5728番 1 地 先から同郡 同町同大字 字門谷5689 番 1 地先ま で	旧	4.0～ 10.2	258.0
				新	6.6～ 18.0	258.0

宮崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月 8 日から平成28年 2 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字河原 崎1363番 4 地先から同 市同大字同 字1363番38 地先まで	平成28年 2 月 8 日

宮崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月 8 日から平成28年 2 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	西臼杵郡高 千穂町大字	平成28年 2 月 8 日

			岩戸字尾霜 5728番 1 地 先から同郡 同町同大字 字門谷5689 番 1 地先ま で	
--	--	--	---	--

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、釘松地区丸岡換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成28年 2 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣